

○鯖江・丹生消防組合財政状況の作成および公表に関する条例

昭和44年11月15日

条例第5号

平成13年8月から改正経過を注記

(趣旨)

第1条 この条例は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第243条の3第1項](#)に規定する財政状況の公表に関する文書(以下「財政状況」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平13条例15・一部改正)

(公表時期)

第2条 財政状況は、4月1日から9月30日までの期間におけるものを11月末日までに、10月1日から翌年3月31日までの期間におけるものを5月末日までに公表するものとする。

2 天災その他避けることのできない事由により、[前項](#)に規定する期限に財政状況を公表できないときは、管理者は事由の止んだときから1月以内に公表しなければならない。

(平13条例15・一部改正)

(公表事項)

第3条 財政状況には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債および一時借入金の現在高
- (3) その他管理者において必要と認める事項

(平13条例15・一部改正)

(公表の方法および閲覧)

第4条 財政状況の公表は、[鯖江・丹生消防組合公告式条例\(昭和44年条例第1号\)第2条第2項](#)の例により行う。

2 財政状況は、告示の日から6月間何人も管理者の指定した場所において、その閲覧を請求することができる。

(平13条例15・一部改正)

(委任)

第5条 法令またはこの条例に定めるものを除くほか財政状況の作成および公表の手続きについて必要な事項は、管理者が別に定める。

(平13条例15・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(平成13年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。